

# 目 次

## I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)

1. 海難多発沿岸海域（準幅轄海域）における安全対策の構築に関する調査研究・・・1
2. 大地震および大津波来襲時の航行安全に関する調査研究・・・・・・・・・・・・・1  
(日本財団助成事業)
3. 海難防止等情報誌の発行・配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2  
(日本海事センター補助事業)
4. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5. 入出港等航行援助業務に関する調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6. 港湾計画の調査検討・・・3
7. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3  
(自主事業)
8. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本財団助成事業)

- 漂着ごみの油化に関する広域社会実験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)

1. 海上安全に関する国際情報収集活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2. 海事の国際的動向に関する調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. アセアン地域における HNS 事故対応体制の強化支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4  
(日本財団助成事業)
4. アジア海上保安機関長官級会合の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5. ミクロネシア 3 国の海上保安能力の強化支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5  
(地方公共団体（富山県）補助事業)
6. 北西太平洋行動計画推進協力事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## IV 受託事業・・・ 6

## 平成24年度事業計画

### I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

#### 1. 海難多発沿岸海域(準輻輳海域)における安全対策の構築に関する調査研究

平成21～22年度に漁業活動も盛んで船舶交通が収斂・錯綜する太平洋沿岸域の「準輻輳海域」を対象として「準輻輳海域及び沿岸域における安全対策の構築に関する調査研究」を行って、船舶交通の整流化に関し、現行の自主分離通航帯、AIS(船舶自動識別装置)を活用した仮想航路標識のあり方等について調査・検討した。船舶交通の整流化には、分離通航帯周辺海域の漁業関係者との十分な調整が必要であり、また、ルール化した場合の交通流への影響、安全性の向上等に関する更なる調査・検討の必要性が報告された。

これを受け、本事業は、平成23～24年度において特定の海難多発海域(準輻輳海域)を対象として、海事関係者・漁業関係者等との意見調整を行って海域利用の棲分けを図り、当該海域の交通環境等に適合した船舶交通の整流化のための交通方法の制度化等に関する調査研究を行うもので、平成23年度は、大島北東海域～石廊崎沖について調査等を行い、平成24年度は、当該海域における具体的な船舶交通の整流化の検討を行い、安全対策に関する提言を行うものである。

#### 2. 大地震および大津波来襲時の航行安全対策に関する調査研究

本事業は、東北地方太平洋沖大地震に伴う大津波による被害を踏まえ、平成23年度に当協会が実施した東日本大震災に関するアンケート・ヒアリング調査の結果等をもとに、これまでの津波安全対策や航行安全対策の検討・見直しを行い、今後想定される大地震・大津波来襲時における船舶被害の未然防止及び被害の局限化に資する対策の構築に関する調査研究を行うものである。

平成24年度では、

##### ○ 見直しが必要な安全対策の抽出・整理

被災船舶への航行支援・二次災害の防止対策、津波来襲時の避難判断(情報提供、収集、避難勧告の発令等を含む)、緊急離棧の対応(荷役中止基準・安全基準の見直し、緊急時支援体制の確立、出船着棧の必要性等を含む)、緊急離棧操船・港外退避操船等の今後想定される津波来襲時等における津波安全対策及び航行安全対策に関して、見直すことが必要な事項について抽出・整理する。

##### ○ 中央防災会議の被害想定を踏まえたモデル港の選定及び港内状況調査

港内で想定される津波の状況(シミュレーション)、津波来襲時の情報提供・伝達体制の状況、緊急離棧時の陸上の対応状況(緊急離棧マニュアル、電源確保等)、洋上の支援体制の状況(水先人、タグボート等)等について調査を行う。

平成 25 年度では、平成 24 年度の調査結果を踏まえ、「モデル港内で取り得る最善の対応策の調査研究」を行う計画である。

### 3. 海難防止等情報誌の発行・配布

海難事故及び海洋汚染の防止効果をあげるためには、あらゆる海事関係者に対するこれらの思想の普及・高揚活動がきわめて重要であり、本事業は、これらの対象者に海難防止の情報誌である「海と安全」によって、海事に関する情報や有益な関連情報を周年に亘って発信し、海難防止あるいは海洋汚染防止思想などの普及・高揚を図るものである。

年 4 回季刊誌を発行、毎号その時々々の社会ニーズに的確に対応した特集を組み、海事に関する研究団体として、専門的に掘り下げた内容の情報誌とすることとし、適時に部外者の意見も聴取し、情報誌の内容の充実及び効果的な配布等に努めるものである。

### 4. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査

我が国における沿岸海域及び主要港内水域では、航行船舶が輻輳すると共に漁業操業が活発に行われていることから、海上交通の安全確保には海運関係者及び漁業関係者の相互理解が重要である。このため、本事業は、海運・水産両業界の関係者に関係官庁、学識経験者を交えて定期的に安全対策を協議する「海運・水産関係団体連絡協議会」を開催し、現場の実務関係者が広く共通の認識を持ちつつ、海上交通の安全確保のための海上交通環境に関する問題点及びその対策について調査・検討するものである。

平成 24 年度は、簡易型 AIS(船舶自動識別装置 Class B)を用いた操業漁船の動静調査を実施する。具体的には、東京湾における操業漁船に簡易型 AIS を搭載し、一般通航船舶側と操業漁船側の双方からお互いの動静を把握することにより、操業時における簡易型 AIS の海上交通の安全確保への有効性等について検証する。

### 5. 入出港等航行援助業務に関する調査

本事業は、入港船舶及び機能の多様化に対応するための工事が活発に行われ、形状の変貌等が著しく、海上交通の安全を阻害する諸要因が複雑多岐に存在する我が国の港湾における水先業務に関する諸問題について調査研究を行うものである。

平成 24 年度は、大阪湾周辺海域の水先区内で発生した海難事故（平成 13 年度～22 年度の衝突・乗揚げ事故）の原因分析を行い、その調査研究結果を水先業務及び水先人養成教育の参考に資するものである。なお、東京湾については平成 19 年度、伊勢湾については平成 20 年度に、それぞれ海難事故に係る原因分析を実施済である。

## 6. 港湾計画の調査検討

本事業は、港湾管理者が策定した港湾計画について、国土交通省の「交通政策審議会分科会」の審議に先立ち、海事関係者、学識経験者、関係官庁等から構成される当協会内に設置した「港湾専門委員会」において検討し、航行安全に関する意見の集約を図るものである。なお、必要に応じて現地調査を実施するとともに、現地関係者の意見を聴取し、今後の港湾改訂、変更計画の策定に資するものである。

## 7. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業

本事業は、各種海難の多発及び海上交通環境の変化に対応して、海難防止等の専門的調査及び啓蒙活動が重要視されている状況に鑑み、全国に展開する各海難防止団体、各小型船安全協会等が実施する事業に関する相互調整を緊密に図り、更に、海難防止等の周知・啓蒙及び調査活動等の技術情報の交換を行い、海難防止等事業の実効性の向上に資するものである。

このため、全国の海難防止団体、小型船安全協会等の関係者による会議(海難防止団体等連絡調整会議)を年に1回開催し、海難防止等に関する調査研究及び周知・啓蒙活動等に係る相互調整及び情報交換を実施するものである。

## 8. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催

我が国の周辺海域における海難事故の原因は、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤、機関取扱不良等といった「人為的要因」によるものが依然として海難全体の約4分の3を占めている。

このため、官民一体となって海難防止思想の普及活動に取り組み、海難の発生を防止することを目的に当協会が事務局となり「全国海難防止強調運動実行委員会」を開催し、全国的規模で同運動を展開するものである。

## II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

### 漂着ごみの油化に関する広域社会実験

海岸に漂着する大量のごみは、美観を損ねるばかりか生態系まで破壊する等の影響を与えることから長年にわたり問題視されてきた。特に、季節風や海流の関係で、漂流ごみの通り道となっている離島における状況は極めて深刻である。他方、海岸漂着ごみの約40%（容積率）を占める発泡スチロール類は、油化装置によってディーゼル機関、ボイラー、焼却炉等の燃料として利用可能なスチレンに変換することが可能である。

本事業は、離島で回収した海岸漂着ごみを油化装置によってスチレンに変換し、島内のエネルギーとして有効活用することにより、離島の海岸の美化及び島内のエネルギー

ギー問題解決に寄与しようとするものである。平成 21 年度～22 年度にかけて、沖縄県竹富町の鳩間島をモデル地区として、固定式の油化装置による実証実験を行ったが、平成 23 年度からは、利便性や機動性の向上を図り、移動式の小型軽量油化装置を車両に搭載し、全国各地の離島の海岸を巡回する広域的社会実験を実施している。

平成 24 年度は、南西諸島を中心に広域社会実験を行うとともに、本事業を総括する。

### Ⅲ 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

#### 1. 海上安全に関する国際情報収集活動事業

##### (1) ロンドン事務所

IMO の委員会、小委員会に出席し、わが国政府の出席職員を補佐するほか、その他の国際会議、セミナー等欧州海運関係国・機関の動向を把握し、海事関係情報を収集する。また、大学等の研究機関における海事政策等についての情報の収集・調査を強化する。

##### (2) シンガポール事務所

マラッカ・シンガポール海峡周辺等における海難情報・海賊被害情報を積極的に収集すると共に、沿岸国との協力関係の構築に努め、同地域におけるわが国の地域貢献に寄与すること等により、マ・シ海峡における船舶の航行安全を確保し、海難・海賊被害防止に寄与することを目的とする。また、航行援助施設基金委員会及び協力フォーラム等の関連会議に出席し、基金の適切な運営について助言を行う。このほか、ミクロネシア 3ヶ国の海上保安体制の構築に関する支援等を行う。

#### 2. 海事の国際的動向に関する調査研究

IMO の MSC (海上安全委員会)、NAV (航行安全小委員会)、COMSAR (無線通信・捜索救助小委員会)、MEPC (海洋環境保護委員会)、BLG (ばら積みの液体及びガスに関する小委員会) 等に関して、我が国の海事関係者をメンバーとする委員会に対処方針について検討するとともに、我が国政府代表団の技術的アドバイザーとして IMO の会議に出席し、関連情報の収集・分析・提供を行う。

また、個別の重要案件について諸外国における現地調査を行い、最新の情報を収集・分析し、関係者に提供する。

#### 3. ASEAN 地域内における HNS 事故対応体制の強化支援

近年、アジア地域の工業化および経済発展が著しく、工業原料としての有害危険物質 (Hazardous and Noxious Substances: HNS) の同海域内での輸送量が増加することが見込まれていることから、当協会では「アセアン地域における海洋汚染防止

体制の強化」事業などを通じて広く HNS 流出事故対応に必要な知識の普及に努めてきた。また、マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全及び環境保全のために創設された協力メカニズムの中では、「HNS への対応体制整備」に関するプロジェクトが設置されている。しかしながら、アセアン地域の多くの国ではこうした対応体制が十分に整備されておらず、緊急時計画の策定や海上での HNS 流出事故の対応を行う専門家の育成が急務となっている。

本事業は、平成 22 年度からの 3 カ年計画でアセアン諸国内の HNS 緊急時計画の策定が必要な国の担当職員を対象に、ワークショップの開催による同計画の策定支援、海洋環境保全セミナーの開催による海洋環境保護に関する意識向上、HNS 流出事故で対処する現場指揮官クラスの専門家を育成する研修を実施するものである。

平成 24 年度は 3 カ年計画の最終年として、タイのバンコクにおいてワークショップ及び海洋環境保全セミナーを開催するとともに、事故現場で対処する専門家の育成研修については、現場指揮官を日本に招き、実地研修等により知識技能の確実な習得を目指す。

#### 4. アジア海上保安機関長官級会合の開催

本事業は、アジア地域におけるテロ情勢、国境を越える犯罪等の諸問題に関して、アジア各国(17 カ国、1 地域)の海上保安機関の長官等が一堂に会し、意見交換や連携・協力の検討・調整及び各国の最新の情勢等の情報交換を行うアジア海上保安機関長官級会合開催の準備・運営等の支援を行うものである。これまでのアジア海上保安機関長官級会合では、各国の海上保安能力向上及び人材育成に関する協力を最優先課題としていたが、平成 22 年度からは、海上保安業務全般に拡大するとともに、本会合を各国海上保安機関間での共通認識と合意形成を図るプラットフォームとして位置づけることが合意された。

平成 24 年度は、第 8 回アジア海上保安機関長官級会合がインドで開催される予定である。

#### 5. ミクロネシア 3 国の海上保安能力の強化支援

2008 年以降、日本・アメリカ・オーストラリアの各国海上保安関係機関の協力を得て、支援内容の検討を行ってきたが、2010 年 11 月にパラオで開催された「第 3 回ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化に関する官民合同会議」において、基本的な支援項目が合意され、①小型艇の供与 ②通信設備の改善 ③非常用発電機の供与及びこれらに付随して、小型艇への燃料費の支援、交換部品の定期的共用、高度な整備作業の指導等の支援を実施する。

#### 6. 北西太平洋行動計画推進協力事業

本事業は、日本海を取り巻く日本・中国・韓国・ロシアの4カ国による国際連合環境計画(UNEP)の地域計画一つである北西太平洋行動計画(NOWPAP)の実施機関(国連出先機関)として富山県に設置された富山調整事務所(地域調整ユニット(RCU)富山)への支援を行うものである。

#### IV 受託事業

上記ⅠからⅢに関して、当協会の長年の蓄積された幅広いネットワークに基づき、中立的な専門機関として、国土交通省、海上保安庁、地方公共団体、独立行政法人等からの委託に基づき、調査研究を実施する。